平成7年12月25日

要綱第12号

太宰府市建設工事等検査成績評定要綱(昭和56年告示第115号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、太宰府市が契約した建設工事の施工中及び完成検査結果の 成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負 業者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。

(評定の対象)

- 第2条 評定は、当初設計額500万円以上の工事について行うものとする。ただし、 事業担当課長が必要と認めた建設工事は、前記によらず評定することができる。 (評定者)
- 第3条 施工中の評価は原則として、事業担当課の工事担当者(監督補助員)が 行い、検査成績の評定者は、検査職員が行うものとする。

(評定の方法)

- 第4条 評定は一契約ごとに、別に定める工事成績評定要領により行う。
- 2 検査に際し、手直し指示事項があった場合、当該手直し工事が完了した後に 再び評定はしないものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。